

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 財政調整基金管理規程

**第1条** 社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の将来にわたる財政の健全な運営と活動基盤の維持、及び不時の支出に備えるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。

**第2条** 基金は、本会の自主財源等をもってあてる。

**第3条** 基金は、銀行その他の金融機関への預金等确实かつ有利な方法により管理するものとする。

**第4条** 基金の運用は、サービス区分をもうけて、その収入及び支出の状況を明確にしておかなければならない。

**第5条** 基金の運用から生ずる収益は、本会社会福祉事業会計へ繰り入れて処理するものとする。

**第6条** 会長は、本会の事業遂行上必要があると認めるときは、确实な繰り戻しの方法等で、基金の一部を現金に繰り替えて運用することができる。

**第7条** 基金の処分は、次の各号の一に該当する場合に限り、基金を取り崩してその資金に充てることができる。

- （1）経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足するとき。
- （2）災害により生じた経費の財源及び災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- （3）緊急に実施する必要がある大きな事業に要する経費の財源が不足するとき。
- （4）その他、特に会長が必要と認めるとき。

2 前項による基金の処分は、前項第1号または第2号の場合を除き、理事会の同意を得、評議員会の議決を経て行うものとする。ただし、大規模災害発生時などこれによりがたい場合は会長の専決により必要額を処分し、結果を理事会、評議員会へ報告するものとする。

**第8条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮って

定める。

**第9条** この規程を変更しようとするときは、理事会の同意を得ておこなう。

附 則

1 この規程は、平成28年6月1日より施行する。